

国地契第58号
国官技第246号
国営計第75号
平成28年12月28日

各地方整備局総務部長 殿
各地方整備局企画部長 殿
各地方整備局営繕部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

「監理技術者制度の運用等について」及び「工事請負契約書の運用基準
について」の一部改正について

今般、「監理技術者制度運用マニュアルの改正について」（平成28年12月19日付け国土建第351号）により、監理技術者制度運用マニュアルの一部が改正されたことを受けて、「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）及び「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）の一部を下記のとおり改正することとしたので通知する。

記

（「監理技術者制度の運用等について」の一部改正）

第1 「監理技術者制度の運用等について」（平成16年7月15日付け国地契第16号、国官技第75号、国営計第46号）の一部を次のように改正する。

記1本文中「傷病」の下に「、出産、育児、介護」を加え、同②中「ゲート」の下に「、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品」を加え、同③中「ダム、トンネル等の大規模な工事で、」を削る。

記2本文中「雇用関係にあること」の下に「が必要であり、また、その際、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険証の交付年月日等により確認できること」を加え、同条本文に次のただし書を加える。

ただし、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間

にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこと。

記2(2)から(4)までを次のように改める。

(2) 在籍出向の要件に係る確認手続

入札参加希望者等が在籍出向者を監理技術者等として設置しようとする場合、次のとおり監理技術者等の在籍出向の要件を確認すること。なお、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては、落札者の決定後に確認すること。

① 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成13年5月30日付け国総建第155号)について

イ 監理技術者資格者証等により、出向社員と出向元企業との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 出向元企業の建設業の廃業届書の写し、当該建設業の許可の取消通知書の写し又は当該許可の取消しを行った旨の掲載された官報若しくは公報を提出するよう求め、出向元企業が当該建設工種の種類に係る建設業の許可を廃止したことを確認する。

ハ 営業譲渡契約書等の出向元企業と出向先企業の営業譲渡又は会社分割についての関係を示す書類により、営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記をした日から3年以内であることを確認する。

② 「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」(平成28年3月24日付け国土建第483号)記2.について

1) 開札前における確認手続

イ 監理技術者資格者証等により、在籍出向者と出向元の組合員との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する在籍出向可能範囲通知書(以下「通知書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元の組合員が、通知書に記載された「(2)①集団を構成する組合員」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員(契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)第18条に定める者をいう。以下同じ。)は、受注者から提出された施工体制台帳により、在籍出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、通知書に記載された「(2)組合員」(「②集団に含まれない組合員」を含む。)が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「(2)組合員」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

③ 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」(平

成28年5月31日付け国土建第119号) 2. について

1) 開札前における確認手続

イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 出向契約書や出向協定書等により、出向先の会社との間に雇用関係があることを確認する。

ハ 別途国土交通省土地・建設産業局建設業課長が交付する企業集団確認書(以下「確認書」という。)の写しを提出するよう求め、出向先の会社と出向元の会社との関係が、確認書に記載された「(1) ①親会社」と「(1) ②連結子会社」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向社員を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、確認書に記載された「(1) 企業集団を構成する会社」又は「(2) 非連結子会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「(1) 企業集団を構成する会社」又は「(2) 非連結子会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

④ 「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」(平成28年12月19日付け国土建第358号)

1) 開札前における確認手続

イ 健康保険被保険者証等により、出向社員と出向元の会社との間に「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを確認する。

ロ 「持株会社の子会社に係る経営事項審査の取扱いについて」(平成20年3月10日付け国総建第319号)別紙2の「企業集団及び企業集団に属する建設業者についての数値認定書」(以下「数値認定書」という。)の写しを提出するよう求め、出向元である親会社と出向先であるその子会社が、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」に該当することを確認する。

2) 契約締結後における確認手続

監督職員は、受注者から提出された施工体制台帳により、出向者を監理技術者等として設置する建設工事の下請負人に、数値認定書に記載された「1. 企業集団に属する会社」が含まれていないことを確認する。なお、下請負人に「1. 企業集団に属する会社」が含まれていることが確認された場合、その事実を契約担当課に報告する。

(3) 入札参加等の取扱い

(1)の確認手続の結果、当該入札参加希望者等と設置予定の監理技術者等との間に、「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合又は(2)①、②1)、③1)若しくは④1)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合することが確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札

に参加させないこと。

また、(2)②2)、③2)又は④2)の確認手続の結果、在籍出向の要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は、工事請負契約書(「工事請負契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号)の別冊をいう。)第46条第1項第3号に基づき、契約を解除すること。

なお、建設業法(昭和24年法律第100号)及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課(中部地方整備局及び九州地方整備局にあっては建設産業課、関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては建設産業第一課)に照会すること。

(4) 入札説明書等における周知措置

一般競争入札にあっては入札説明書、工事希望型競争入札にあっては送付資料、工事希望型競争入札以外の指名競争入札にあっては指名通知書の監理技術者等関係部分において、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 設置予定の監理技術者等にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できない。
- ② 次に掲げる通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として設置していることが確認された場合は契約を解除する。
 - 1)「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」
 - 2)「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(試行)」
 - 3)「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)」
 - 4)「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて(改正)」

記3を次のように改める。

3 監理技術者等の工事現場における専任について(マニュアル三)

監理技術者等は、国が注文者である施設又は工作物に関する建設工事で、工事請負代金額が3500万円(建築一式工事にあっては7000万円)以上のものについて、その契約工期において、工事現場ごとに専任の者でなければならないこと。なお、「施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行についての運用について」(平成27年12月25日国地契第44号、国官技第257号、国営管第356号、国営計第76号、国北予第26号)記2(1)に規定する余裕期間においては、監理技術者等を設置することを要し

ないこと。

ただし、次に掲げる場合につき、それぞれ当該各項に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 元の工事が次に掲げる期間にあつて、他の工事が監理技術者等の専任を要しない工事である場合

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間

元の工事が①から④の期間にある場合は、当該工事現場での監理技術者等の専任は要せず、監理技術者等の専任を要しない他の工事に従事することができること。なお、いずれの期間についても、発注者と建設者の間で設計図書、打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要であること。

(2) 元の工事と他の工事が次に掲げる工事に該当する場合

① 工場製作の過程を含む工事

工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができること。

② 発注者等が同一の工事

元請の監理技術者等については、(1) ②の期間に限って、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の監理技術者等として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者の承諾を得る必要があること。

下請の主任技術者については、工事現場への専任を要しない期間（担当する下請工事が実際に施工されていない期間）に限って、発注者、元請及び上位の下請の全ての承諾があれば、発注者、元請及び上位の下請の全てが同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間内に当該工事が完了するものに限る。）の専任の主任技術者として従事することができること。その際、元の工事の専任を要しない期間における災害等の非常時の対応方法について、発注者、元請及び上位の下請全ての承諾を得る必要があること。

③ 密接な関連のある工事

密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合においては、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができること。これについては、当面の間、以下のとおり取り扱うこと。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されないこと。

- 1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができる。なお、施工にあたり相互に調整を要する工事について、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合等も含まれると判断して差し支えない。
- 2) 1) の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。
- 3) 1) 及び2) の適用に当たっては、個々の工事の難易度や工事現場相互の距離等の条件を踏まえて、各工事の適正な施工に遺漏なきよう発注者が適切に判断することが必要である。

④ 工作物等に一体性が認められる工事

同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができること。この場合、これら複数工事に係る下請金額の合計を4000万円（建築一式工事の場合は6000万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならないこと。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が3500万円（建築一式工事の場合は7000万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならないこと。

（「工事請負契約書の運用基準について」の一部改正）

第2 「工事請負契約書の運用基準について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第27号）の一部を次のように改正する。

記第10条関係第三号中「エレベーター」の下に「、発電機・配電盤等の電機品」を加え、「であって」を「全般について」に改める。